

29長寿第55270号

平成30年1月9日

介護職員処遇改善加算対象サービス事業所 管理者 様

香川県健康福祉部長寿社会対策課長
(公 印 省 略)

平成30年度介護職員処遇改善加算の届出について（通知）

平成30年度において、介護職員処遇改善加算（以下「本加算」という。）を取得しようとする事業者は、加算を取得する年度の前年度の2月末日までに、指定権者への届出が必要です。平成30年度分の届出の最終提出期限は、平成30年2月28日（水）ですが、書類の補正に要する期間を考慮し、平成30年2月15日（木）までに各指定権者へ提出してください。なお、複数の介護サービス事業所等を有する法人については、介護職員処遇改善計画書等の必要書類を一括して作成し、各指定権者へ提出することができます。

1 届出書の作成方法

(1) 届出書等の所定様式は「かがわ介護保険情報ネット」に掲載します。

〈届出様式等掲載ページ〉

かがわ介護保険情報ネット 「事業者支援情報」—「報酬算定」—「介護職員処遇改善加算」

(2) 本加算の対象となる事業所を複数有する法人については、届出等の必要書類を一括して作成し、各指定権者へ提出することができます。

2 提出期限

平成30年2月15日（木）

3 その他

(1) 平成29年度に本加算を算定している事業所について

① 平成30年度も本加算を算定する場合

届出は毎年度提出する必要がありますので、平成30年度の届出を必ず御提出ください。

なお、平成30年度介護報酬改定に関する審議報告（平成29年12月18日）によると、本加算の（IV）及び（V）については、一定の経過措置期間を経て、これを廃止することとされています。

については、平成29年度において、本加算の（IV）または（V）を算定していた介護サー

ビス事業所においては、キャリアパス要件及び職場環境等要件を満たすべく制度を整備し、より上位の加算区分の取得を目指してください。

- ② 平成30年度は本加算を算定しない場合
算定を不要とする旨の申出書を御提出ください。

(2) 本加算を算定していない事業所について

介護職員を安定的に確保するためには、介護職員の処遇改善、特に賃金改善を図ることが強く求められています。本加算の趣旨を御理解の上、活用を御検討ください。

賃金改善例

基本給) ・基本給を勤務成績や稼働率等により月額〇〇円増額
・時間給を単価△△円増額

手 当) ・常勤換算や勤務成績等で加算総額を按分し、処遇改善手当として月々支給
・夜勤手当や資格手当等各種手当を増額、新設

一時金) ・年〇回一時金として支給
・賞与に上乗せして支給

※あくまで参考例であり、具体的な賃金改善の方法は各事業所に委ねられています。

<担当>

香川県健康福祉部長寿社会対策課

介護人材グループ 岩崎

〒760-8570 高松市番町四丁目1番10号

TEL : 087-832-3267 FAX:087-806-0206